

茨城県臨床心理士会倫理規程

制定：平成21年11月8日

(目的)

第1条 この規程は、茨城県臨床心理士会（以下「本会」という。）に所属する会員が、一般社団法人日本臨床心理士会（以下「日本臨床心理士会」という。）の定める臨床心理士倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）を遵守し、臨床心理士として臨床業務に従事する際の倫理的配慮を図ることを目的とする。

(審査の申請)

第2条 何人も、本会会員の臨床業務に関し、倫理綱領に抵触すると思料するときは、別紙様式第1による倫理審査申請書に必要事項を記入し、本会に事案の審査を申請することができる。

(倫理審査機関の設置)

第3条 前条の審査を行うため、本会に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| 1、本会役員会（以下「役員会」という。）から選出された委員 | 3名 |
| 2、前号の委員から指名された一般会員 | 2名 |
| 3、外部（会員外）有識者 | 若干名 |

- ② 前項1号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- ③ 第1項2号の委員は当該担当事案の審査開始時に指名し、任期は審査終了時までとする。
- ④ 第1項3号の委員は当該担当事案の内容に応じて必要な場合は指名し、任期は審査終了時までとする。
- ⑤ 委員会に委員長を置き、第1項第1号委員の互選によって定める。
- ⑥ 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招致)

第5条 委員長は、委員会を招致し、その議長となる。

(委員会の議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員会の審査内容・配慮事項等)

第7条 委員会は、この規程の対象となる事項に関し定められた手続を経た申請に対し、倫理的・社会的観点から審査する。審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。

- 1、審査は、事実を尊重し、証拠に基づかない憶測や推測を極力排除すること
- 2、当事者の意見表明権を尊重し、とりわけ、利用者の人権尊重を第一義とすること
- 3、当事者の人権保障については十分配慮し、プライバシーの保護の観点から、私的自治を侵害しないように、委員会での情報の管理に遺漏なきを期すること
- 4、委員会が必要と認めたときは、委員会は公開することができる

(審査の判定)

第8条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、不処分相当ないし処分相当いずれかの判定意見を付して、役員会に具申するものとする。ただし、第4条第1項第3号の委員は、審査の判定に加わることはできない。

(役員会の裁定)

第9条 役員会は、委員会から処分相当の判定意見を受け、厳重注意、本会への一定期間の登録停止、本会からの除名のいずれかの裁定を審査対象者に対して行わなければならない。

(審査の結果通知)

第10条 本会会長は審査終了後速やかに、その結果を別紙様式第2による倫理審査結果通知書をもって申請者に通知しなければならない。

(役員会の報告義務)

第11条 本会会長は第9条役員会の裁定に基づく措置につき、日本臨床心理士会に報告するものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規定の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規定の改廃には、役員会の議を経て、総会において承認されなければならない。
- 2 この規定は、平成21年11月8日から施行する